

岐阜県公報

目次

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正
 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課) 一

(同) 二

号外 (一) 平成三十一年 四月 十一日

告示

岐阜県告示第二百四十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成三十一年四月十一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成三十一年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九〇〇円	一三、二八五円
二十歳以上二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円

四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	一三、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九二三円	一五、一三三円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	一四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二二円	一四、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

岐阜県告示第二百四十八号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成三十一年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百五十円」に、「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に、「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

平成三十一年四月十一日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社